

企業立地促進税制の概要について



- ・ 製造業に係る一定の生産等設備の新增設について、不動産取得税、法人事業税、県固定資産税を減免します。
 - ・ これにより、企業集積促進施策と併せ、富県戦略の大きな柱である企業立地、企業集積を推進していきます。
-

企業立地促進税制は優遇税制です。

企業立地促進税制は、製造業に係る生産等設備の新增設について、その取得価格（土地を除く不動産、償却資産等）が1億円（過疎地域等は5千万円）以上で、新・増設に伴う新規雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）が3人以上という要件を満たす場合に、新增設した対象部分に係る不動産取得税を1/2に免除するとともに、法人事業税と県固定資産税については、一定の対象額について3年間、1/2に免除します。

ただし、この場合、企業立地促進法に規定する集積区域への同法に基づく基本計画に定められた「高度電子機械産業」と「自動車関連産業」の工場については、不動産取得税、3年間の法人事業税及び県固定資産税が課税免除となります。

なお、過疎地域自立促進特別法に基づく指定地域など、他法令による課税免除や不均一課税が適用される場合については、基本的に他法令の規定を適用し、他法令の規定がない部分について本税制を適用します。

これにより、本県内においてはどの地域においても、要件を満たす企業については課税免除や不均一課税が適用されることとなります。

1 実施期間 平成20年4月から平成25年3月まで

- 2 要件
- ・製造業（以下「対象事業」という。）を行う法人であること
 - ・実施期間内に生産等設備を新增設し、事業の用に供すること
 - ・生産等設備の取得価格が1億円（過疎地区・離島地区においては5,000万円）以上であること
 - ・生産等設備の新增設に伴い増加する雇用者が3人以上であること

生産等設備とは、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産（建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品）のうち、対象事業の用に直接供されるものに限る。

事業の用に供するとは、現実に販売の用に供する製品の製造等に着手することをいう。

過疎地区・離島地区とは、過疎法第2条及び離島法第2条の指定地区であり、現行の課税免除を受けられる地区である。

増加する雇用者には、「日々雇い入れられる者」（労働基準法第107条の規定による労働者名簿の調製を要しないこととされる雇用者）は含まない。

3 課税免除又は不均一課税の対象となる額

(1) 法人事業税

生産等設備の操業開始の日の属する事業年度から操業開始の日から3年を経過する日までに終了する事業年度における、新增設した生産等設備に直接従事する従業者数に相当する所得割の額と外形標準課税の額

(2) 不動産取得税

家屋：新增設した生産等設備のうち、対象事業の用に供する部分（以下「対象建物」という。）に相当する額

土地：対象建物の敷地である土地のうち垂直投影部分に相当する額。ただし、土地が対象となるのは、原則として土地の取得の日から1年以内に対象建物の建設に着手した場合に限る。

(3) 県固定資産税

新增設した対象設備に新たに県固定資産税が課せられることになってから3年度間の県固定資産税の額

4 課税免除又は不均一課税の内容

- ・法人事業税、不動産取得税、県固定資産税とも税率を1/2とする不均一課税
- ・ただし、企業立地促進法に規定する集積地域（「高度電子機械産業」及び「自動車関連産業」に限る）については、法人事業税、不動産取得税、県固定資産税とも課税免除
- ・また、農工法等、他法令により法人事業税、不動産取得税、県固定資産税の課税免除又は不均一課税が適用される場合は、基本的に他法令の規定を適用し、他法令の規定がない部分について本税制の規定を適用する。